

# 令和元年度・2年度 ガイドライン検討部会実施報告

令和3年12月24日

## 令和元年度の主な協議内容

- I 障害福祉サービス等支給決定基準の更新について（平成30年4月に新設された新サービスの基準を含む）
- II 移動支援事業の運用状況について
- III 同行援護の支給決定基準の検討について
- IV 65歳以上の高齢障害者のサービス利用について

# ガイドライン検討部会の 開催状況について

## 令和元年度の開催状況

### 【令和元年度：計4回】

- ・ 第1回（令和元年6月5日）
- ・ 第2回（令和元年7月18日）
- ・ 第3回（令和元年8月29日）
- ・ 第4回（令和元年10月31日）
- ・ 第5回（令和2年3月18日）※コロナの影響により中止

### 【令和2年度：開催なし】

※コロナの影響により開催なし

# I 障害福祉サービス等支給決定基準の更新について（平成30年4月に新設された新サービスの基準を含む）

## 障害福祉サービス等支給決定基準の更新 ～ 更新内容 ～

- 平成30年4月開始の障害福祉サービスにおける基準の追加

サービス名称	基準最大支給量（案）
就労定着支援	31日／月
自立生活援助	31日／月
居宅訪問型児童発達支援	（当該月日数－8日）／月 （他の障害児通所支援事業を含む）

- 国の通知に合わせた障害児通所支援事業における基準の見直し

<p>基準最大支給量 （～令和2年3月31日）</p> <p>（当該月日数－4日）／月 （他の障害児通所支援事業を含む）</p>
--



<p>基準最大支給量 （令和2年4月1日～）</p> <p>（当該月日数－8日）／月 （他の障害児通所支援事業を含む）</p>
---

## 障害福祉サービス等支給決定基準の更新

～ 国の通知文「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」の抜粋 ～

支給量は、通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月あたりの利用必要日数を定めることとしているが、原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を上限とすること。

ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には支給決定前にその支援の必要性（支援の内容とそれに要する時間等）について申請者、事業所等に十分確認した上で、必要な日数を決定すること。

7

## 障害福祉サービス等支給決定基準の更新

～ 障害児通所支援の見直しに係る主な部会意見 ～

- ・ 全体的に見直し案の「当該月日数－8日」について、反対意見はなかった。
- ・ 「当該月日数－8日」を超える利用者（非定型）の利用理由（内容）や対応などを中心に意見交換を行った。

主な意見内容

8

障害福祉サービス等支給決定基準の更新  
～ 障害児通所支援の見直しに係る主な部会意見① ～

【利用理由（内容）】

- ・ 利用者の視点だけではなく、保護者のワークライフバランスや働き方、貧困問題まで絡んでくる。
- ・ いわゆる要対協（要保護児童対策地域協議会）ケースで、SVや家児相からの助言等により、障害児通所支援や保護者の家事援助等の支援を受けている。

9

障害福祉サービス等支給決定基準の更新  
～ 障害児通所支援の見直しに係る主な部会意見② ～

【利用理由（内容）】

- ・ 早期療育という視点で、いろいろな角度からの支援が必要ということから、複数の事業所（プログラム）を組み合わせ利用している。（特に児童発達支援）
- ・ 親子で一緒に通う事業所や逆に「母子分離」のための事業所、それ以外を専門とする事業所を組み合わせ利用している。

10

【非定型の対応】

- ・ 相談支援専門員が「当該月日数－8日」である必要性を計画案の中でしっかりと作成し、効果の検証をしっかりと示していくことが必要である。
- ・ 「当該月日数－4日」を必要とするケースが出てきた場合に、相談支援専門員が意見を出し、行政窓口を含めて納得できるのであれば、特に問題ない。

11

【非定型の対応】

- ・ 見直し後の－4日分をどうカバーするのか。恐らく、日中一時支援が主になってくると思う。



「各月の日数から8日を控除した日数＝週に2日は家で過ごすこと」が原則である。そのため、「土曜日の放課後等デイサービスを日中一時支援に変更する」といった考え方は、国の留意事項の主旨に合わない。  
(行政の見解)

12

障害福祉サービス等支給決定基準の更新  
～ 障害児通所支援の見直しに係る主な部会意見⑥ ～

【非定型の対応】

- ・ 見直し後の状況について、ガイドライン検討部会で報告をしてほしい。
- ・ 非定型の運用面（経過措置の延長など）について、相談支援事業所向けのQ&Aを作成してほしい。



部会意見や、別途実施した「委託相談支援事業所との意見交換」の内容を踏まえて、Q&Aを作成。

13

障害福祉サービス等支給決定基準の更新  
～ 尼崎市の障害児通所支援の利用状況（参考） ～

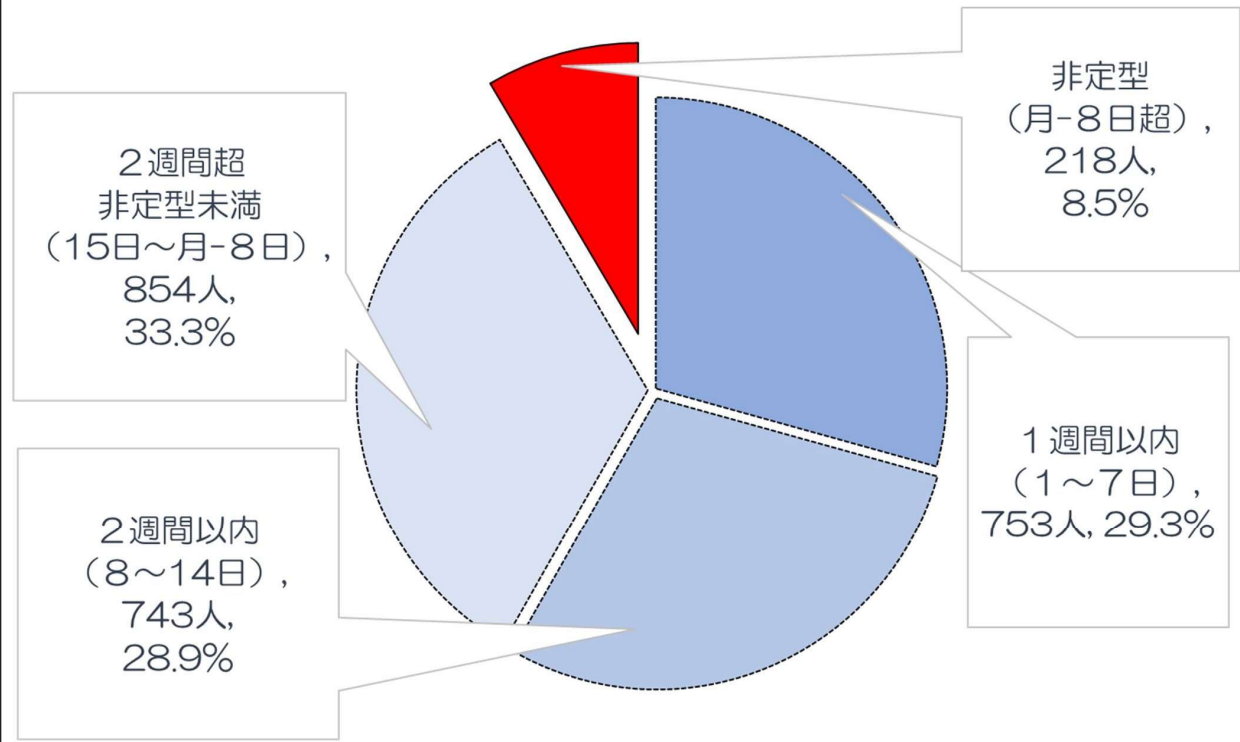
平成30年9月～11月の障害児通所支援  
（児童発達支援・放課後等デイサービス）の利用状況

主な分析内容

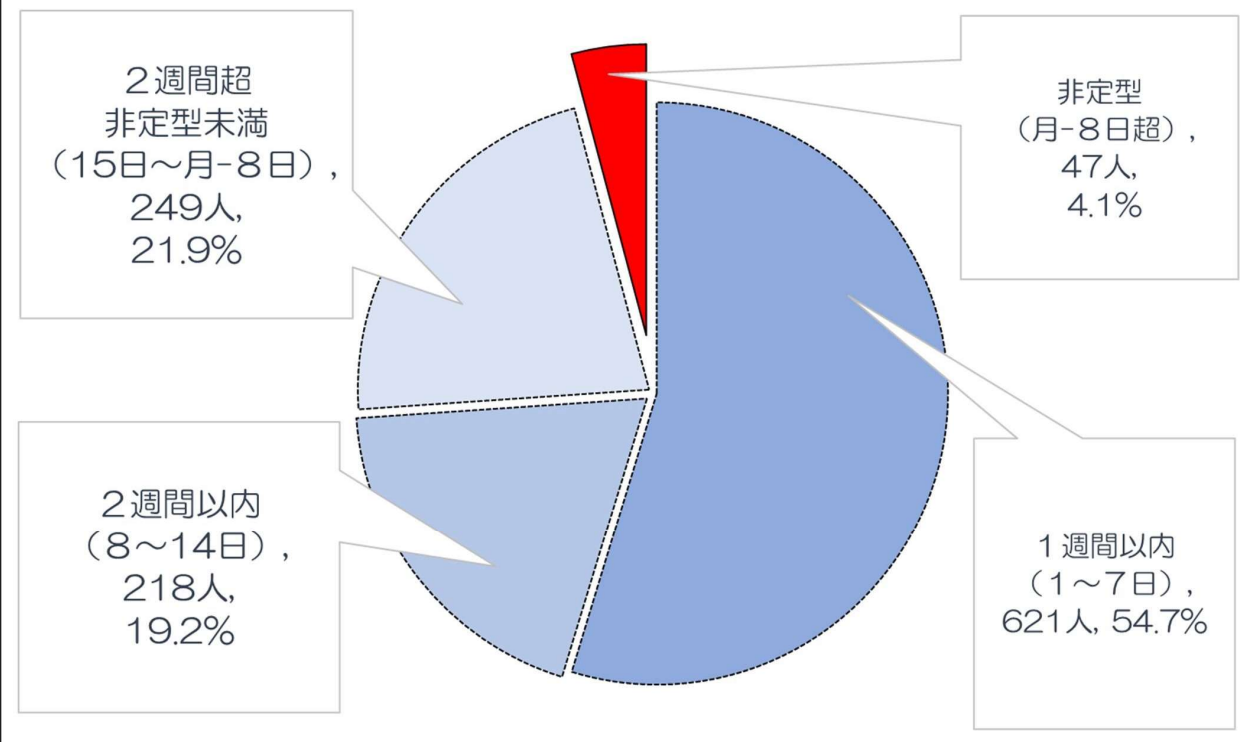
- ・ 見直し案の「当該月日数-8日」を超える利用者（非定型）はどのくらいいるのか。
- ・ 1人・1事業所あたりの利用日数はどのくらいか。（1事業所で「当該月日数-8日」を超えて利用しているのか。）

14

放課後等デイサービス利用実績  
(平成30年9～11月利用 分布図)

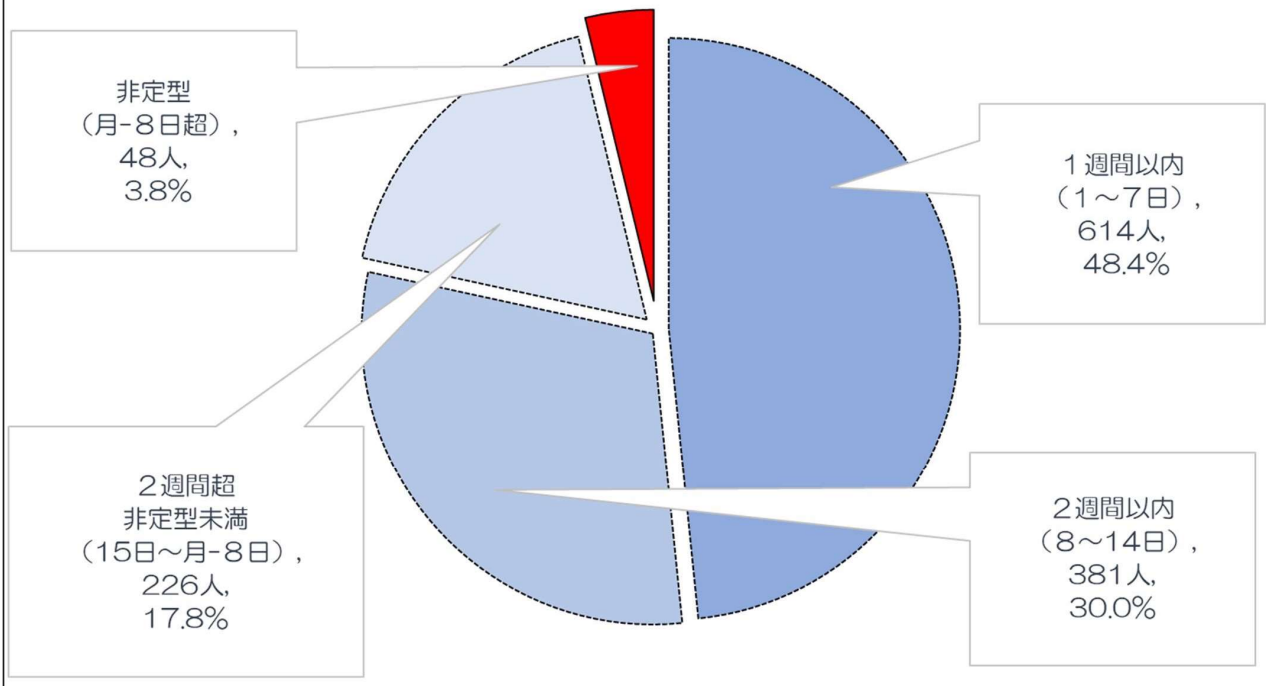


児童発達支援利用実績  
(平成30年9～11月利用 分布図)

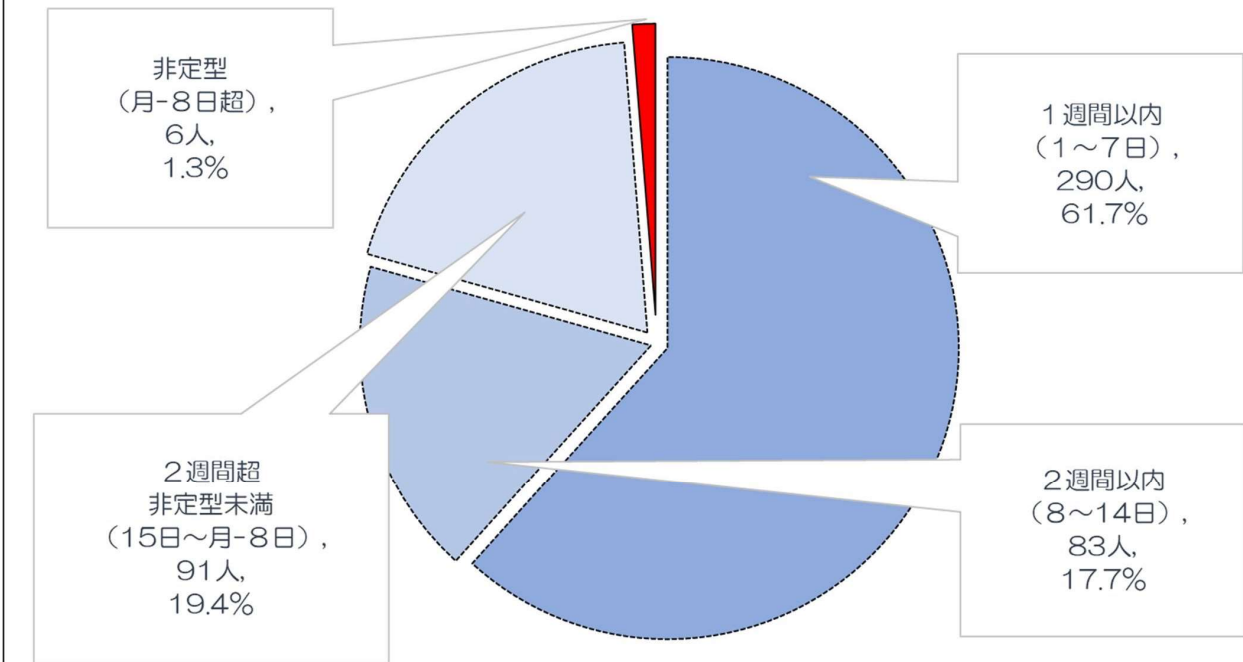




1人・1事業所あたりの利用日数（放課後等デイサービス）  
（平成30年10月利用 分布図）



1人・1事業所あたりの利用日数（児童発達支援）  
（平成30年10月利用 分布図）



# 障害福祉サービス等支給決定基準の更新 ～ 今後について ～

- ・ 変更後の支給決定基準（障害児通所支援）の令和2年4月以降の利用状況や非定型の運用状況について検証

## Ⅱ 移動支援事業の運用状況について

## 移動支援事業の運用状況について ～ 主な協議内容 ～

- ・ 児童（18歳未満）と高齢者（65歳以上）の利用者について
- ・ 8時間以上の利用に対する報酬単価や休日・夜間の加算について
- ・ その他運用状況に関する意見交換

児童（18歳未満）と  
高齢者（65歳以上）の利用者について

児童（18歳未満）と高齢者（65歳以上）の利用者について  
～ 改正内容① ～

【移動支援の区分（改正前：～令和2年3月末）】

区分	対象となる者
重度移動支援区分	「重度訪問介護」または「行動援護」の対象相当の人（18歳以上65歳未満の人）
障害支援高区分	障害支援区分4・5・6の人（18歳以上65歳未満の人）
障害支援低区分	障害支援区分なし・1・2・3の人（18歳未満の人・65歳以上の人）

※ 原則、児童と高齢者については、障害支援区分を有しないことから、一律「障害支援低区分」としている。

最重度の児童と高齢者を「重度移動支援区分」に  
設定するよう改正

23

児童（18歳未満）と高齢者（65歳以上）の利用者について  
～ 改正内容② ～

【移動支援の区分（改正後：令和2年4月～）】

区分	対象となる者
重度移動支援区分	「重度訪問介護」または「行動援護」の対象相当の人（65歳以上の人も含む）
	放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標に該当する18歳未満の人
障害支援高区分	障害支援区分4・5・6の人（18歳以上65歳未満の人）
障害支援低区分	障害支援区分なし・1・2・3の人（ <u>重度移動支援区分に該当しない</u> 18歳未満の人・65歳以上の人）

24

児童（18歳未満）と高齢者（65歳以上）の利用者について  
～ 主な部会意見① ～

- ・ 児童と高齢者は一律に「低区分」としているが、本当に支援が必要な人がいるため、実際の障害状況に合わせて単価を設定するべきである。
- ・ 「児童と高齢者を一律『低区分』とする。」  
ということは、この部会で十分議論して決めたわけではなく、実際の運用の中で出てきたものである。

25

児童（18歳未満）と高齢者（65歳以上）の利用者について  
～ 主な部会意見② ～

- ・ 他の事業所も同様であると思うが、重度の利用者に対応するヘルパーを配置することが困難であっても、次の事業所を探すことができず、引継ぎができないため、かなり無理をして配置している。
- ・ 特に児童については、支給決定者が少なく、重度の利用者が多いことから、単価の高い看護師や熟練ヘルパーを配置しなくてはいけないため、マイナスが大きくなる。

26

児童（18歳未満）と高齢者（65歳以上）の利用者について  
～ 主な部会意見③ ～

- ・ 児童と高齢者の利用状況における廃止や利用減少の理由について、事業所都合（報酬単価の見直しなどによるもの）の割合がそこまで大きくないのは、各事業所が頑張ってくれているからである。

27

児童（18歳未満）と高齢者（65歳以上）の利用者について  
～ 利用状況① ～

「見直し前（平成28年11月～平成29年10月）」と「見直し後（平成29年11月～平成30年10月）」の利用状況

主な分析内容

- ・ 見直し前と見直し後の利用増減はどうなっているか。
- ・ 利用減や利用廃止の主な理由はどのようなものか。

28

児童（18歳未満）と高齢者（65歳以上）の利用者について  
～ 利用状況② ～

【利用の増減状況】

	児 童	高 齢 者
減 少	47人 (60.3%)	353人 (55.5%)
うち60時間以上減少	11人 (14.1%)	100人 (15.7%)
増減なし	3人 (3.8%)	31人 (4.9%)
増 加	28人 (35.9%)	252人 (39.6%)
合 計	78人 (100%)	636人 (100%)

主な廃止と増減理由

29

児童（18歳未満）と高齢者（65歳以上）の利用者について  
～ 利用状況③ ～

【児童の廃止と増減理由】

利用状況	人数	廃止				増減理由							
		死亡	転出	施設入所	本人申出	事業所都合など	体調関係 (※)	個別理由	支給量 変更	支給決定の タイミング	放デイ への移行	特になし (不明)	
減少 (▲60時間以下)	11	0	1	0	0	3	2	3	0	0	2	0	
	100.0%		9.1%			27.3%	18.2%	27.3%	0.0%	0.0%	18.2%	0.0%	

利用状況	人数	廃止				増減理由							
		死亡	転出	施設入所	本人申出	事業所 都合など	体調関係	個別理由	支給量 変更	支給決定の タイミング	放デイ への移行	特になし (不明)	
減少 (全体)	47	0	1	0	0	7	6	5	1	0	3	24	
	100.0%		2.1%			14.9%	12.8%	10.6%	2.1%	0.0%	6.4%	51.1%	
増減なし	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	100.0%		0.0%			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
増加	28	0	0	0	0	2	0	4	2	3	0	17	
	100.0%		0.0%			7.1%	0.0%	14.3%	7.1%	10.7%	0.0%	60.7%	
合計	78	0	1	0	0	9	6	9	3	3	3	44	
	100.0%		1.3%			11.5%	7.7%	11.5%	3.8%	3.8%	3.8%	56.4%	

30

児童（18歳未満）と高齢者（65歳以上）の利用者について  
～ 利用状況④ ～

【高齢者の廃止と増減理由】

利用状況	人数	廃止				増減理由					
		死亡	転出	施設入所	本人申出	事業所都合など	体調関係(※)	個別理由	支給量変更	支給決定のタイミング	特になし(不明)
減少 (▲60時間以下)	100	23	5	10	14	5	20	5	0	0	18
	100.0%	52.0%				5.0%	20.0%	5.0%	0.0%	0.0%	18.0%

利用状況	人数	廃止				増減理由					
		死亡	転出	施設入所	本人申出	事業所都合など	体調関係	個別理由	支給量変更	支給決定のタイミング	特になし(不明)
減少 (全体)	353	54	7	16	26	11	68	22	7	0	142
	100.0%	29.2%				3.1%	19.3%	6.2%	2.0%	0.0%	40.2%
増減なし	31	1	0	0	0	0	0	0	0	0	30
	100.0%	3.2%				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	96.8%
増加	252	0	0	0	0	5	17	32	22	60	116
	100.0%	0.0%				2.0%	6.7%	12.7%	8.7%	23.8%	46.0%
合計	636	55	7	16	26	16	85	54	29	60	288
	100.0%	16.4%				2.5%	13.4%	8.5%	4.6%	9.4%	45.3%

31

児童（18歳未満）と高齢者（65歳以上）の利用者について  
～ 行政の見解 ～

- ・ 報酬単価の見直しを理由に利用廃止や利用量が減少した利用者は、確認できなかった。
- ・ しかしながら、委員意見（「実際の障害状況に合わせて単価を設定すべき」）や放課後等デイサービスの報酬区分に重症心身障害児の判定が新たに設定されたこと等も踏まえて、令和2年度から児童（18歳未満）と高齢者（65歳以上）の最重度の利用者を「重度移動支援区分」に設定することを検討していく必要がある。

32



# 8時間以上の利用に対する報酬単価や 休日・夜間の加算について

8時間以上の利用に対する報酬単価や休日・夜間の加算について  
～ 主な部会意見① ～

【～平成29年9月末】

現行の区分	算定時間	備考
身体介護を 伴う	4,239円	早朝・夜間 ・深夜加算
身体介護を 伴わない	1,590円	あり



【平成29年10月～】

新たな区分	報酬単価	備考
重度移動 支援区分	2,978円	早朝・夜間 ・深夜加算 なし
障害支援 高区分	2,554円	
障害支援 低区分	2,130円	

平成29年10月の報酬単価の見直しにより、  
早朝・夜間・深夜加算を廃止

8時間以上の利用に対する報酬単価や休日・夜間の加算について  
～ 主な部会意見② ～

- ・ 土日祝の割り増しや8時間以上のサービス提供について、報酬を設定してほしい。現在は、利用者の要望に応じて事業所が負担しており、負担が多すぎる。
- ・ 重度の方というのは、食事、トイレ、遠方への外出、車の乗り継ぎ等々、何事もスムーズにいかないことが多く、想像以上に時間がかかる。

35

8時間以上の利用に対する報酬単価や休日・夜間の加算について  
～ 主な部会意見③ ～

- ・ 「8時間以上は認めない」ことについては、議論したうえで決定したが、これは、障害者に自立の活動をするなということになるので間違いだった。差別的で合理的配慮に欠けていると思っている。
- ・ 8時間以上の外出については、私たちも行う場合があるため、障害者の権利ということを考えると必要ではないかと思う一方で、ヘルパーが同行するということは、休憩なしで8時間以上働くことになる。労働者の立場として、この運用が適正であるか気になるところである。

36

8時間以上の利用に対する報酬単価や休日・夜間の加算について  
～ 利用状況① ～

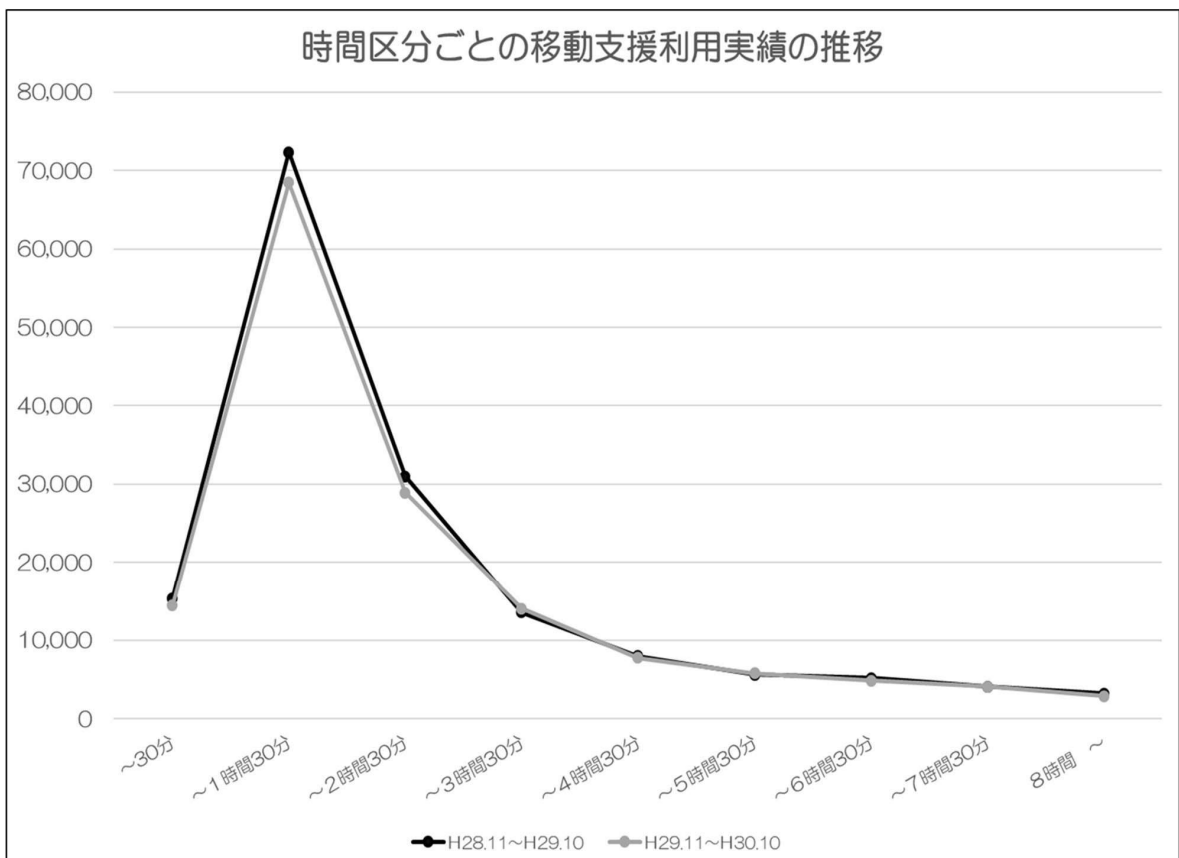
「見直し前（平成28年11月～平成29年10月）」と「見直し後（平成29年11月～平成30年10月）」の利用状況

主な分析内容

- 見直し前と見直し後の時間区分ごとの利用実績の推移はどうか。（8時間以上の利用が減っているのか。）

37

8時間以上の利用に対する報酬単価や休日・夜間の加算について  
～ 利用状況② ～



38

8時間以上の利用に対する報酬単価や休日・夜間の加算について  
～ 利用状況② ～

時間区分	H28.11～H29.10		H29.11～H30.10		③増減件数 (②-①)	増減割合 (③/①)
	①利用件数	利用割合	②利用件数	利用割合		
～ 30分	15,350	9.7%	14,411	9.5%	▲939	▲6.1%
～ 1時間30分	72,340	45.7%	68,462	45.3%	▲3,878	▲5.4%
～ 2時間30分	31,004	19.6%	28,933	19.1%	▲2,071	▲6.7%
～ 3時間30分	13,531	8.5%	14,031	9.3%	500	3.7%
～ 4時間30分	7,987	5.0%	7,741	5.1%	▲246	▲3.1%
～ 5時間30分	5,627	3.6%	5,796	3.8%	169	3.0%
～ 6時間30分	5,187	3.3%	4,850	3.2%	▲337	▲6.5%
～ 7時間30分	4,072	2.6%	4,112	2.7%	40	1.0%
8時間 ～	3,238	2.0%	2,874	1.9%	▲364	▲11.2%
合計	158,336	100.0%	151,210	100.0%	▲7,126	▲4.5%

39

8時間以上の利用に対する報酬単価や休日・夜間の加算について  
～ 行政の見解 ～

- 重度の利用者を「行動援護」に移行させていくという考え方のもと、「行動援護」の単価や基準を準用していることから、7.5時間以上の利用について同一単価を設定している。

そのため、決して8時間以上の外出を認めないものではなく、合理的配慮に欠けるものとは考えていない。

## 移動支援事業の運用状況について

～ 今後について ～

- ・ 引き続き、全体的な分析だけでなく、より具体的な事例等の分析を行う必要がある。
- ・ 行動援護への移行については、引き続き、関係機関への協力を求めていく必要がある。

### Ⅲ 同行援護の支給決定基準の検討について

## 同行援護の支給決定基準の検討について ～ 主な協議内容 ～

- ・ 「Ⅰ 障害福祉サービス等支給決定基準の更新について」と「Ⅱ 移動支援事業の運用状況について」が協議の中心となり、部会ではほとんど協議ができなかった。

### 令和3年度以降協議リスタート

43

## 同行援護の支給決定基準の検討について ～ 今後について ～

- ・ 令和2年1月に尼崎市視覚障害(者)協会と尼崎市難病団体連絡協議会と意見交換を実施したので、その内容をまとめ、必要に応じて団体間での調整を行う。
- ・ 各中核市・近隣市調査をまとめ、見直しを行う際の参考資料とする。
- ・ 意見集約と調査分析を行った後に、支給決定基準案をまとめ、ガイドライン検討部会で協議を行っていく。

44

## IV 65歳以上の高齢障害者のサービス利用について

### 65歳以上の高齢障害者のサービス利用について ～ 主な協議内容 ～

- ・ 「Ⅰ 障害福祉サービス等支給決定基準の更新について」と「Ⅱ 移動支援事業の運用状況について」が協議の中心となり、部会ではほとんど協議ができなかった。

令和3年度以降協議リスタート

## 65歳以上の高齢障害者のサービス利用について③ ～ 今後について ～

- ・ 各中核市・近隣市調査をまとめ、参考資料とする。
- ・ 調査分析を行った後に、ガイドライン検討部会で協議を行っていく。

報告は以上となります。  
ご清聴ありがとうございました。